

	反対意見・疑問	これまで説明してきた市の見解
1	現庁舎は、既に耐震補強（Is 値0.6）をしてあり安全だから移転する必要はない。「危険だ」と市民を煽ったり、騙している。	現在の本庁舎は、耐震改修により最低限の耐震性能の基準（Is 値0.6）は満たしていますが、発災後も建物を継続して使用できるというものではありません。本庁舎は「災害対策本部等を担う施設」であり、さらに高い耐震性能（Is値であれば現在の1.5倍の0.9）が必要です。これには、耐震ブレースを現在の倍以上に増やす必要があり、現実的ではありません。また、現在の本庁舎は、地下に受変電設備及び庁内への配電設備があり、地下が浸水すると送電ができなくなりますが、電気室を上階に移設するスペースはなく、また、それを支える建物強度もありません。
2	移転などせずに現在の場所で建替えればよい。	鎌倉市の規模で本庁舎として必要な面積を国の基準や他自治体の規模を参考に算定すると、約25,000 ～30,000㎡となりますが、現在の本庁舎が建つ敷地は風致地区の規制があり（高さは10m以下（2階建程度）、建ぺい率40%以下）、地下を設置するなどしても、最大で約14,100㎡しか確保できません。不足する床面積を敷地外で確保することとなれば、費用面、市民サービス、業務効率などの面で非効率です。
3	「もったいない」精神を大事にして、またSDGsの観点からも現庁舎をしっかりとメンテナンスし、大切に使い続けるべきだ。	現在の本庁舎は、1969年に建てられたもので、県内の市庁舎で最も古い庁舎に分類されます。壁や柱のひび割れや雨漏り、設備（空調・給排水）の劣化などが顕著で、費用をかけて大規模な修繕をしても、「災害対策本部等を担う施設」の耐震性能の基準を満たすことやスペース不足は解消できません。
4	現庁舎でも、収納の方法や動線を工夫すればもっとスペースを作ることができるはずだ。	現在の本庁舎は、相談・手続業務を行うためのスペースが不足しており、相談者のプライバシー確保や車いすの通行などに支障があり、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化への対応も不十分です。スペースを生み出すために執務スペースの圧縮や会議室を執務スペースに転換するなどの対応をしていますが、スペース不足の根本的な解決は不可能です。鎌倉市の規模で本庁舎として必要な面積について国基準や他自治体の規模を参考に算定すると、約25,000 ～30,000㎡となりますが、現庁舎（敷地内にある分庁舎を合わせても）は、約13,500㎡であり、数字を見ても非常に狭いということがわかります。
5	移転先は①洪水・浸水、②液状化、③津波の河川遡上の3つのリスクがあり危険な場所。災害対策本部に適した土地ではないので反対である。	新庁舎整備予定地は、柏尾川に近接していますが、比較的発生頻度の高い「河川整備の目標とする降雨」（302mm/24h・年超過確率1/100）において、洪水浸水想定区域には入っていません。さらに、発生頻度がきわめて低い「想定し得る最大規模の降雨」（632mm/24h・年超過確率1/1000）でも、盛土等により、建物は浸水しないよう計画しています。液状化のリスクについては、2023年度に最新の指針等に基づいて液状化の再検証を行い、東日本大震災クラスの地震動（マグニチュード9）などを想定しても、液状化による被害発生の可能性はないという結果が出ています。さらに基本設計においても、実際の建設場所で改めて地質調査を実施し、必要な安全対策を検討していきます。
6	市役所が深沢に移転してしまうと、深沢まで遠いので、鎌倉駅周辺の住民はとても不便になる。	本庁舎移転後も現在地では、現在の本庁舎1階で対応している主な手続きや相談ができるよう行政サービス機能を維持します。さらに周辺の老朽化が進む中央図書館・鎌倉生涯学習センター、NPOセンター等を複合化し、鎌倉の拠点に相応しい場所となるよう「鎌倉庁舎」として整備します。また、防災面で津波避難の機能を持たせるほか、「現地災害対策本部」としても使用できるよう整備します。
7	多大な費用をかけて新しい市役所を整備する必要はない。もっと先に、市民サービス向上のためにやるべきことがある。	市民生活に必要な安全安心、子育て・教育、福祉等、市民生活に必要な施策には、しっかりと取り組んでいきます。新庁舎整備は、必ず来る災害から市民を守るための「先送りすることができない事業」です。老朽化が進む庁舎の整備は避けて通れない事業です。また、新庁舎整備は、一斉に老朽化が進む公共施設（中央図書館、鎌倉生涯学習センター、NPOセンターなど）への対応（再編・更新）としても必要な事業です。これらの施設を個々に更新したり、先送りすれば、さらに多額の費用が必要となります。
8	鎌倉の中心は鎌倉地域なのだから、市役所は今の場所、または鎌倉地域にあるべき。市役所を鎌倉地域の外に出すことは許さない。	鎌倉幕府開府の地である鎌倉地域にあり、また、駅直近の利便性の高い場所であることから、シンボリックな施設の立地に適した場所であることは言うまでもありません。そうであるからこそ、訪れる機会が限られる市役所（事務所機能）ではなく、市民活動の拠点・居場所となるような施設があるべきと考えています。現在地には、中央図書館、鎌倉生涯学習センター、NPOセンター等を複合化した施設を整備し、休日や夜間も市民が利用できる魅力的な空間こそがこの場所に相応しい機能だと考えています。
9	深沢はアクセスが悪く不便。また、市役所移転でさらに渋滞が激しくなり、反対。	現在、新庁舎整備の予定地である深沢地域整備事業区域の周辺道路を整備するための、計画策定を行っており、今後、神奈川県との協力も得ながら整備に取り組んでいくことを予定しています。新庁舎へのアクセスについては、今後、交通事業者等とも協議を進め、交通ネットワークの整備・充実を図っていきます。
10	市役所移転は、地方自治法第4条第2項規定違反。そもそも位置条例改正議案が否決されているのだから移転はできない。	地方自治法第4条第2項への適合について、過去の判例において「その庁舎の位置をどこに定めるかについては、その事柄の性質上、当該地方公共団体に関する諸般の事情を総合配慮した上で、政策的、技術的な見地から総合的に判断されるべきである。」と示されています。本市における新庁舎整備（移転やその位置）については、これまでの検討の過程において、利便性や防災的な観点などから検討を重ね総合的に判断したものであり、この規定に抵触するとは考えていません。なお、この規定は、交通や通信の状況が現在とは大きく異なる1952年の地方自治法改正で追加されたものです。市役所の位置を定める条例（位置条例）は一度否決されていますが、反対された議員からの指摘や不安を解消していくことで賛同を得ることができると考えており、また、条例は再度、提案することが可能です。